

川口市人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会の推進計画(案)

平成30年10月(予定)

川口市

1 推進計画策定の趣旨等

(1) 推進計画策定の趣旨

近年、犬や猫などの動物は、飼い主にとって、心にうるおいや癒しを与える良き伴侶、あるいは家族の一員として、ますます身近なものとなってきています。

その一方で、動物の虐待や遺棄、不適切な飼い方による近隣とのトラブルなど動物の飼育に関して様々な問題が地域で発生しています。特に、本市のような住宅地が多い地域では大きな問題となっています。

そのような中、国では、平成24年9月に、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）において、動物の所有者又は占有者の義務や動物取扱業の規制を強化するなどの改正を行い、平成25年9月から施行し、現在、マイクロチップの装着義務化など平成30年以降の改正に向けて検討がなされています。

また、埼玉県でも、平成27年3月に埼玉県動物愛護管理推進計画を改定し、動物愛護事業を積極的に推進しています。

本市におきましても、平成30年4月の中核市移行により、動物行政が埼玉県から移譲されることに伴い、同年3月29日に、川口市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）を制定し、同年10月1日から施行いたします。

これに併せて、本計画では、条例で定める基本理念を達成するため、本市の現状や課題を抽出し、設定した目標を着実に実施するための施策や取り組みを示し、本市の動物愛護行政の基盤として、人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会（以下「共生社会」という。）の実現に向け、取り組んでいきます。

(2) 計画の期間

平成30年10月1日から平成35年9月30日までの5年間とします。

ただし、法等の改正や地域の実情等に応じ再考が必要な場合は、見直しを行うものとします。

2 本市における動物愛護及び管理に関する現状と課題

(1) 犬・猫に係る愛護及び管理に関する現状と課題

ア 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録頭数	26,519頭	25,775頭	25,958頭
注射頭数	16,485頭	16,363頭	16,184頭
注射接種率	62%	63%	62%

(ア) 現状

狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数は約26,000頭、狂犬病予防注射頭数は約16,000頭で注射接種率は約62%前後となっています。

本市では、狂犬病予防注射の接種率の向上を図るため、毎年4月に公園や公民館等を会場とした集合注射を実施していますが、接種率が県内25の狂犬病予防協会支部中で最下位となっています。

(イ) 課題

狂犬病の侵入やまん延を防止するためには、犬の飼い主が狂犬病に関して理解を深め、登録と予防注射をより一層徹底し、接種率を向上させる必要があります。

イ 犬の咬傷事故の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
咬傷事故件数	12件	24件	19件

※ 旧埼玉県川口保健所年報（戸田市・蕨市含む）

(ア) 現状

飼い犬が人を咬んだ場合には、飼い主は直ちに飼い犬について、狂犬病の疑いの有無を獣医師に検診させるとともに、保健所に届け出なければなりません（犬の事故届）。届出の際には、犬の飼い主に対し、再発防止に係る指導をしています。

なお、主な事故の原因につきましては、散歩中の係留方法の不備、飼い主の不注意によるものとなっています。

(イ) 課題

咬傷事故を未然に防ぐためには、飼い主が犬の習性について良く理解し、飼い主の責務を遵守する必要があります。

ウ 犬・猫の収容状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
犬	55頭	73頭	61頭
猫	69匹	43匹	26匹

※ 犬は旧埼玉県川口保健所が川口市域で収容した頭数

猫は埼玉県動物指導センター南支所（以下「南支所」という。）が川口市域で収容した数

(7) 現状

収容された犬の頭数は、平成27年度から平成29年度にかけて大きな変動は見受けられませんが、猫については、平成27年度から平成29年度にかけて、69匹から26匹へと減少傾向になっています。

なお、市保健所開設後、3か月間の収容状況については、犬が13頭、猫が33匹となっており、その多くが子猫となっています。

(4) 課題

犬は、約半数が飼い主へ返還されていますが、収容後に返還されない犬のうちで、譲渡が困難な犬への対応が重要です。

また、猫はその多くが成育の困難な飼い主のいない子猫であるため、返還される頭数が非常に少ないことから、殺処分を減らすためにも動物愛護団体やボランティアの方と連携する必要があります。

エ 犬・猫の苦情及び相談等の状況

《犬の苦情及び相談件数》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
放し飼い	25件	10件	12件
咬傷事故	25件	31件	28件
糞尿	21件	25件	20件
鳴き声	65件	44件	65件
その他	229件	406件	206件
計	365件	516件	331件

※旧埼玉県川口保健所が対応した川口市域の件数

《猫の苦情及び相談件数》

猫の苦情及び相談件数については、平成29年度まで南支所が対応していたことから、南支所に確認したところ、市町村別の統計はないとのことです。

(ア) 現状

犬の苦情及び相談内容については、鳴き声、咬傷事故、糞尿、放し飼いに係る苦情が多くなっています。

猫の苦情及び相談内容については、南支所に確認したところ、繁殖抑制に係るもの、逸走及び保護に係るもの、エサやり及び糞尿被害に係るものが多いと聞いています。

なお、市保健所開設後、3か月間の苦情及び相談については、飼い主のいない猫に係るものが多いところです。

(イ) 課題

犬・猫の飼い主による苦情及び相談については、飼い主の責務や遵守事項が守られることが重要であることから、適正飼養に係る普及啓発を継続的に取り組むことが必要です。

また、飼い主のいない猫については、猫の特性として繁殖力が強いことや、かわいそうだからとってみだりにエサを与えることにより、飼い主のいない猫が増加し、地域での対応が困難となっていることから、地域住民やボランティア、行政が一体となって取り組む必要があります。

(2) 動物取扱業等に関する現状と課題

ア 動物取扱業の状況

《第一種動物取扱業の登録数》（平成30年4月1日現在）

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養
登録数	79件	119件	12件	25件	14件	0件	1件

《第二種動物取扱業の届出数》（平成30年4月1日現在）

	販売	保管	貸出し	訓練	展示
届出数	2件	1件	0件	0件	1件

※ 動物取扱業とは、社会性を持って反復継続的に動物を取り扱うもので、有償・無償を問わず営利性を持って営むものが第一種、営利性がないものが第二種となります。

(ア) 現状

一部の動物取扱業者による不適正な飼育、不十分な説明、不適切な販売方法などが世間で問題となっているため、新規登録時や登録更新の際に施設の確認を行っています。

(イ) 課題

動物取扱事業者が法等を遵守し、動物の健康と安全に配慮した適正な取扱いを実践できるように普及啓発を進める必要があります。

イ 特定動物の飼養の状況

《許可を受けた特定動物の飼養状況》（平成30年4月1日現在）

動物の種類	飼養目的	許可件数
ボアコンストラクター	販売、愛がん	3件
アミメニシキヘビ	販売、愛がん	3件
インドニシキヘビ	販売、愛がん	3件
アメリカドクトカゲ	販売	1件
ワニガメ	愛がん	2件
ニホンザル	愛がん	1件

※ 特定動物とは、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物のことで、特定動物を飼養又は保管する場合は市長の許可が必要です。

(ア) 現状

特定動物の飼養又は保管に係る許可規制の目的は、特定動物の逸走等による危害の発生防止ですが、全国では、特定動物の管理不備により人命への害を及ぼした事例があります。

(イ) 課題

特定動物飼養者には、動物の逸走や事故を確実に防ぐため、飼養者としての法的義務を果たすように定期的に立入調査を実施し、適正飼養管理に向けた指導を行っていく必要があります。

(3) 危機管理体制の現状と課題

ア 現状

室内飼養されるペットが増え、動物と親密にふれあう機会が増えたことなどにより、動物由来感染症の感染リスクが増加していることから、感染防止対策の推進が求められています。

災害時においては、危害防止及び動物愛護の観点から地域における動物の救護対策が円滑に行われることが求められています。

イ 課題

動物由来感染症については、感染防止のための正しい知識を普及啓発していくことが重要です。

災害時の対応については、近隣自治体、埼玉県獣医師会及び動物愛護団体、ボランティア、動物愛護推進員との協力体制の構築とともに、災害対応マニュアルの整備が必要です。

3 目標

本市は、共生社会の実現に向け、次の4つの目標を定め、施策を着実に実行します。

(1) 共生社会の推進

条例の基本理念に基づき、共生社会の実現に向けて施策や具体的な取り組みを推進します。

(2) 事業者等の社会的責任の徹底

動物取扱業者及び特定動物飼養者が専門性を活かし、一般飼養者の模範となるように法令遵守と安全確保の徹底指導を図ります。

(3) 殺処分数の減少

終生飼養の徹底や飼い主のいない猫対策などの取り組みを普及し、動物の引き取りを減少させるとともに、市や動物愛護団体等による譲渡を普及、拡大することにより、殺処分数の減少を目指します。

(4) 危機管理体制の構築

動物由来の感染症に係る市民の理解や、その発生に備えた連携体制の整備、災害発生時における飼い主と動物の同行避難等の体制整備を進め、危機管理体制の構築を目指します。

4 施策及び具体的な取り組み

(1) 共生社会の推進

施策 1 - 1	飼い主の責務及び適正飼養の推進
法等に基づく飼い主の責務、動物の適正飼養及び終生飼養の指導・普及啓発を行うとともに、子どもに対する動物愛護教育の推進を図ります。	
① ホームページによる情報発信	
② パンフレット・リーフレットの配布	
③ マイクロチップの普及促進	
④ 動物のしつけ方・正しい飼い方教室の開催	
⑤ 飼い主からの相談対応、飼い主への指導	
⑥ いのちの教室等による動物愛護教育の開催	

施策 1 - 2	狂犬病予防の推進
犬の飼い主に対し、狂犬病予防法の遵守を指導し、狂犬病予防の徹底を図ります。	
① 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施の徹底指導	
② 犬の係留等義務の指導	
③ 広報かわぐち、ポスター、リーフレット等による普及啓発	
④ 咬傷事故発生時の届出及び狂犬病鑑定の実施の徹底指導	

施策 1 - 3	多頭飼育対策
動物の飼い主に対し、終生飼養及び周辺の生活環境に支障をきたさないように適切な飼養管理を指導します。	
① 化製場等に関する法律に規定された動物の飼養及び収容許可を受け る義務の徹底	
② 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく多頭飼育の届出の 徹底	
③ ホームページを利用した譲渡あっせんの支援	
④ 動物愛護推進員による譲渡あっせん相談対応	

施策 1 - 4	飼い主のいない猫への対応
<p>地域住民等の理解のもとボランティアの協力や市の支援により、地域における共生社会の推進を図ります。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① TNR活動への支援（飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金の交付） ② パンフレット・リーフレットの配布 ③ 職員及び動物愛護推進員による相談対応 ④ 飼い主のいない猫への不適切なエサやり行為等への指導 	

※ TNR活動とは、捕獲（T r a p）して、不妊去勢手術（N e u t e r）を行い、元の場所に戻す（R e t u r n）活動のことをいいます。

施策 1 - 5	動物の遺棄・虐待対策
<p>動物愛護精神の醸成、動物虐待防止の意識啓発等により、動物の遺棄・虐待の抑止を図ります。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① パンフレット・リーフレットの配布 ② 看板の配布 ③ マイクロチップの普及啓発 ④ 警察等との連携 	

施策 1 - 6	協力団体・ボランティアとの連携
<p>協力団体やボランティアの方々と協力・連携し、より一層の共生社会の推進を図ります。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① 動物愛護事業協力ボランティア登録の普及推進 ② 動物愛護事業協力団体登録の普及推進 ③ 動物愛護推進員の委嘱の普及推進 ④ 協力団体、ボランティア、動物愛護推進員等との情報交換会の開催 	

(2) 事業者等の社会的責任の徹底

施策 2 - 1	動物取扱業の適正化及び資質の向上
<p>動物取扱業者が法令を遵守し、取り扱う動物の健康・安全を確保するため、適正飼養するよう、また、販売時等に一般飼育者へ動物の適正飼養及び終生飼養を適切に説明するように指導します。</p>	
<ul style="list-style-type: none">① パンフレット・リーフレットの配布② 定期的な監視指導③ 動物取扱責任者研修の受講徹底指導	

施策 2 - 2	特定動物の飼養管理の徹底
<p>特定動物飼養者は、特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であることを認識し、その飼養管理を徹底するように指導します。</p>	
<ul style="list-style-type: none">① パンフレット・リーフレットの配布② 許可申請時の指導③ 定期的な立入検査	

(3) 殺処分の減少

施策 3 - 1	犬・猫の殺処分の抑制
<p>引き取る犬・猫の数を減らすとともに、新たな飼い主を見つけることなどにより、真にやむを得ない場合を除き殺処分しないように努めます。</p>	
<ul style="list-style-type: none">① 引き取り相談者に対する終生飼養の説諭② 譲渡あっせん相談対応③ 犬・猫の譲渡の推進④ ミルクボランティアの協力による子猫の飼育推進⑤ トリミング及びトレーニングボランティアの協力による譲渡対象動物の適正向上	

(4) 危機管理体制の構築

施策 4-1	動物由来感染症対策
<p>狂犬病をはじめとする人と動物の共通の病気である動物由来感染症について、正しい知識やその予防対策を普及啓発します。</p>	
<p>① ホームページによる情報発信</p>	
<p>② パンフレット・リーフレットの配布</p>	

施策 4-2	災害時対応の整備
<p>災害発生時に市、県、他の地方公共団体及び関係団体等による動物の保護の体制整備に努めるとともに、飼い主が飼養する動物が他の者に迷惑をかけずに避難できるよう遵守すべき事項等の普及啓発を図ります。</p>	
<p>① パンフレット・リーフレットの配布</p>	
<p>② 災害発生時における関係団体との協力体制の協定締結</p>	
<p>③ 関係部署との連携体制の整備</p>	
<p>④ 災害対応マニュアルの整備</p>	